

器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格改正案（対照表）

改正案（新）	現行告示内容
2 メッキ用スズは、鉛を <u>0. 1%</u> を <u>超えて含有してはならない。</u>	2 メッキ用スズは、鉛を <u>5%以上</u> 含 有してはならない。
3 鉛を <u>0. 1%を超えて</u> 又はアンチ モンを 5%以上含む金属をもつて器具 及び容器包装を製造又は修理してはな らない。	3 鉛を <u>10%以上</u> 又はアンチモンを 5%以上含む金属をもつて器具及び容 器包装を製造又は修理してはなら ない。
4 器具若しくは容器包装の製造又 は修理に用いるハンダは、鉛を <u>0. 2%</u> <u>を超えて含有してはならない。</u> <u>（ただし し書きを削除。）</u>	4 器具若しくは容器包装の製造又 は修理に用いるハンダは、鉛を <u>20%以 上</u> 含有してはならない。 <u>ただし、缶詰 用の缶の外部に用いるハンダについて は、サニタリ一缶にあつては鉛を98%， サニタリ一缶以外の缶にあつては鉛を 60%まで含有することは差し支えな い。</u>

器具及び容器包装の製造基準改正案（対照表）

改正案（新）	現行告示内容
1 銅製又は銅合金製の器具及び容器 包装は、その食品に接触する部分を全 面スズメッキ又は銀メッキその他衛生 上危害を生ずるおそれのない処置を施 さなければならない。 <u>ただし、固有の 光沢を有するもの、又は高温で使用す ることにより表面のメッキがはがれる おそれのあるものは、この限りでない。</u>	1 銅製又は銅合金製の器具及び容 器包装は、その食品に接触する部分を全 面スズメッキ又は銀メッキその他衛生 上危害を生ずるおそれのない処置を施 さなければならない。 <u>ただし、固有の 光沢を有し、かつ、さびを有しない ものは、この限りでない。</u>